

災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業・災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の採択要件の緩和

災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業(事業主体:都道府県)

風水害、震災等により新たに崩壊が生じ、放置すれば次期降雨等により被害を与えるおそれがある場合に、緊急的に崩壊防止工事を実施するもの

災害関連地域防災がけ崩れ対策事業(事業主体:市町村)

激甚災害に伴い崩壊等が生じ、放置すれば次期降雨等により被害を与えるおそれがある場合に、緊急的に崩壊防止工事を実施するもの

【被災状況】



【事業実施後】



東日本大震災における災害関連地域防災がけ崩れ対策事業(特例) 実施事例

現 行

災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業

- ①斜面: 自然斜面を対象
- ②がけ高: 10m(人家に被害があった箇所は5m)以上
- ③保全対象: 人家5戸以上

災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

- ①斜面: 自然斜面を対象
- ②がけ高: 5m以上
- ③保全対象: 人家2戸以上

特例措置

災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業

- ①斜面: 人工斜面(宅地擁壁等)も対象
- ②がけ高: 人家に被害があり、更に周辺住民に二次的被害を生じるおそれがある場合は、3m以上
- ③保全対象: 人家5戸以上
- ④その他: ライフライン等の公共施設等に被害のおそれがあること

災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

- ①斜面: 人工斜面(宅地擁壁等)も対象
- ②がけ高: 人家に被害があり、更に周辺住民に二次的被害を生じるおそれがある場合は、3m以上
- ③保全対象: 人家2戸以上
- ④その他: ライフライン等の公共施設等に被害のおそれがあること